

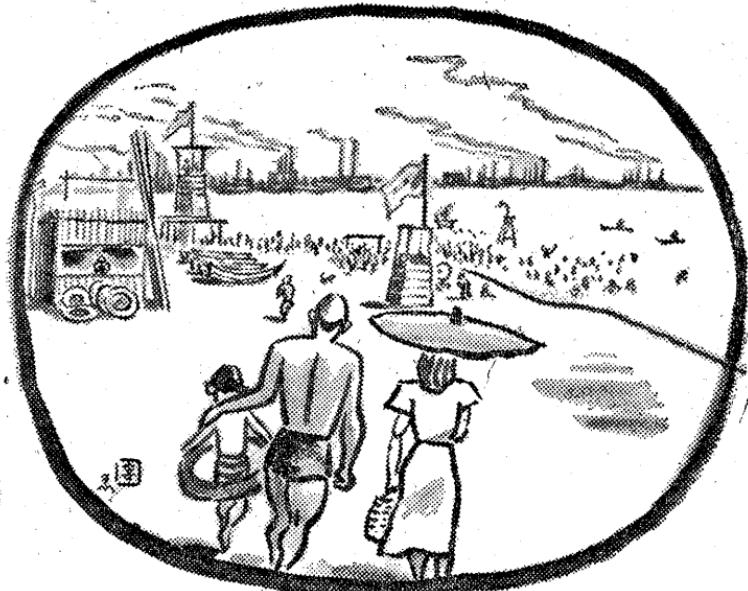
あいや

第八号

10月

あしや 第八号 目次

昼 潮 (短歌).....	早野臺氣… 1
単独法による都市建設とは どんなものか.....	2
増田建設相の意見をきく.....	11
火倉岡の位置 (郷土研究シリーズ).....	福原会下山人… 12
人権擁護について (座談会記録).....	15
図書館だより	17
市民税について.....	20
芦屋郷土誌	21
選挙資格の申告をいたしましょう.....選管委…	23
本市選管表彰さる	23
俳 句	24
告 知 板 (光陽文化学園).....	24
砂防と治水	土木課 西村清三郎… 25
市公会堂の修理成る	庶務課… 26
季節のお料理.....	鈴木ミネ… 27
編集後記	28
表紙・屏絵・カット	柴谷宰二郎



畫 潮

— 芦屋景物詞 —

早野臺氣

畫潮を胸分けにせむきほひありかひな
はのばす熱砂ふみ踏み

炎天のすなはまのなかの望樓になんた
る軽さぞ市旗ひるがへる

焦げ色のチヨコレエトの膚日に曝し
このチヨコレエト氏ら砂にのびたり

BEACH BALLを裸ら抛る日おし強み
しの砂にかけくつきりと這ふ

日曜をあしやの海のたのしさは低波の
うへわれもゆらゆら

① 都市の性格について

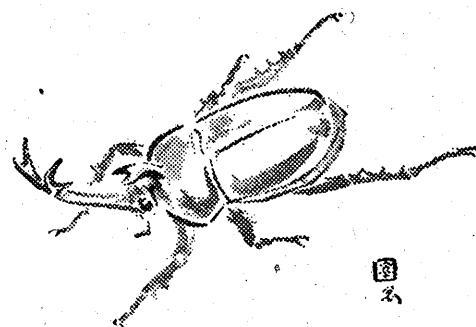


図 1

市建設とはどんなものか

凡そ近代都市の性格は、都市と生活の関係に於て明らかなる一つの傾向を示しつゝある事は事実であります。即ち從來人口は都市集中の傾向を示し、産業の興隆と共に都心へ、都心へと集まりましたが、重工業、化学工業および輕工業の発達は、大都市の都市惡発生の因となり、之に加えて交通機關の発達に伴い、時間的にも距離の縮小が新しい刺戟となつて、現在および將來は寧ろ大都市から衛星都市へ、人口の移動が行われつゝあります。

一九三〇年以後都市計画上に於ける理想的都市の人口は、三万乃至十万とされておりまして、最近第二次大戰後各國の經濟状勢から、都市人口は概ね十万前後を以て最上とされ、英國に於ても都市計画の基準を此の線に置こうとしているであります。

かかる世界的な客觀状勢の下に、この芦屋市も独りこの圈外に存在する事は許されないのであります。阪神大都市の中間枢要の地にあつて、山脈水明、交通至便の地理的條件はその氣候溫和と傳統的風俗美と相俟つて、今後は大阪、神戸両市の衛星都市としての需要は急激に増大し、その立地條件から住宅都市の性格は動かすべか

単独法による都

らざる事実として從來のいわゆる住宅都市と違つた、新しい意味の住宅都市となるべき「運命」を負うものであると考えられるのであります。その基礎の上に立つ「観光芦屋」はこの都市の性格と相結び、相たずさえた性質を持たねばならないであります。

② 観光施設の必要性

我國観光事業の最盛期は昭和十年から昭和十二年にかけての二年間で、その間の外客数は年平均四万四、五千名に達していた。所が終戰以來は昭和二十二年に比べて二十三年は約二倍、二十四年は三倍となり、その数一萬五千名となり、戰前最盛期の三割までに飛躍して、本年度予想入國外客は運輸省観光部の想定によると、約二万五千名となつてゐるのであります。講和條約が結ばれ晴れて國際社會への復歸が許された場合、恐らくこの外客数は更に飛躍的数字に上ると考へられるのであります。して、之等の外客を理想的でないにしても一應受入れる爲には、ホテル二十と千五百以上のベットが必要であります。

所がこの受人態勢は實に貧弱にして、その宿舎施設に

はわづか十のホテルと六百二十のベットがあるに過ぎないであります。

そして國際観光事業法や國際観光ホテル整備法が國会を通過し、とくにホテルに関しては外資導入の実現も近いようで、大阪、神戸、名古屋等に二億七千万円の見返資金でホテルを建設すると言う事も聞いております。又受人態勢の第二、第三の問題は道路であり交通機關であります。

道路の整備には、少く共全國二百億の予算を必要とするのであります。が、本年度中に計上された予算は一應六十億円であり、その中には六甲山系観光道路の整備費も含まれております。交通機關としては國鐵は相当の自負する所を持ち、現在一等寝台二十一輛、展望車三輛、食堂車四輛、二等寝台三輛、外後今は一等座席三十輛、改造中の食堂車六輛、新型二等寝台廿輛を改めて観光列車にすると言つてあります。

さて斯かる客觀状勢から推して、日本國內の各「観光地」の受人態勢は如何にあらねばならぬか、「観光芦屋」の生命となるものと考えられるのであります。

③ 観光芦屋の構想

於てさへ全國大小とりまぜ九十三のホテルの中、接收又は特約されて利用出来るものが相當數に上り、自由に使用出来るものは二十九ありますが、實際に使用出来るの

観光芦屋は、瀬戸内海國立公園や大山、雲仙の様な公園地ではありません。自然景觀を主目標とする観光地で

はなくて、寧ろ勤的とも言ふべき人工的景観を中心とする観光地でなければならないのであります。その爲に芦屋市を中心地として、先づ都市の整備を必要とするのであります。

即ち、都市計画の再検討、住宅地帯の整備、民生の安定、衛生都市の確立、都市美の構成、観光施設の建設

これ等を観光の基礎としなければ、完全な効果を望むことは出来ません。そして観光施設は、ヒンターランドとして六甲山系を一環とした芦屋市を、観光特別都市として市街そのものも観光地であり、街全体が海と山を結ぶ一大観光道路化する事が、芦屋に課せられた大観光計画であると考えられるのであります。

こうした都市の構成のために、單に縣又は市町村 자체のみが、どの様に力を入れても容易に実現の困難を伴う事が予想せられるので、國は各特殊事情に應じ必要と認めた都市に対して、単独法を布きその内容に應じて、國が極力援助しようと言つたのが、此の単独法の主旨でありまして、此の法が施行せられる事はその自治体にとって甚だ有利である事は勿論であります。既に東京都の首都建設法及別府、伊東、熱海の各市は、國際觀光文化都市建設法を布き、京都及奈良は今臨時國会に於て同様

の単独法を、又神戸、横浜は特別港都建設法を提案しておより更に全國に涉げ多數の都市が、此の施行を希望して計画と運動を開始しているのであります。

芦屋市がもし特別法を施行するとなれば

芦屋國際觀光文化 住宅都市建設法制 実を希望する理由

てはならないのであります。特に觀光事業に於ては、世界の觀光國に比して我が國の立ち遅れは甚しいものがあつて、未開國の如く考えられてゐる佛印、ジャワにすら遠く及ばない現状であります。

芦屋市が最も恵まれた所に位置するものの責任として、國際文化住宅都市として発足しようとする理由も此處にあるのであります。

たないのであります。

輝しい文化財と結び付いた著名な觀光地は、京都、奈良、日光、宮島の如く我が國にも相当あります。専ら長期滞在客の樂園たらんとするためには、必ずしも優れた文化財や奇勝を必要とするものでなくして、その位する位置と、優れた交通網と、恵まれた氣候と、飽きることなく穏かな風景こそ長期滞在客にとつて最も必要な條件なのであります。

芦屋市がその凡てを具備する点に於て、卓越していることは明らかであります。その位置は過去に於てそうであつたように、將來も非常に多數の外人を巻き付けるであろうと思われる京都、大阪、神戸の大都會に近接しております。その氣候が優れていることは、万人の知るところであります。

その風景は前面に海を控え、背後に六甲の名山を負い、飽くことを知らないし、その交通は山に近く阪急電鐵、海に近く阪神電鐵、中央を國鐵並びに國道電車、優秀バスが走り、道路としては中央の阪神國道の外に、我が國に於ける最優秀道路となるべき浜手幹線道路及び山手幹線道路の実現も近いのであります。即ち交通の点に於て我が國に於ける最も優れた地点となることは確実だと考へられています。

芦屋國際觀光文化住宅都市の特徴

○ 國際觀光事業一過到

我が國の觀光客を大別して國內觀光客と國際觀光客とすれば、我が國著名的な觀光地が殆んど例外なく觀光客の九〇パーセント以上が國內人であつて、外人客数の占める比率は極めて渺いのであります。但し、芦屋市が觀光都市として立つて行く場合、大部分の來客を外人客を以て占めんとする所に、將來の芦屋觀光都市の他に比類を見ない一大特色があるのであります。

○ 長期滞在外人客を目標とする

外人來客を一時的訪問客と長期滞在客とに大別することが出來ますが、我が國著名的な觀光地は大部分一時的訪問客の來遊を目的として居り、事實亦そくなつて居るのであります。ところが芦屋市は専ら長期國內滞在客の爲めの、レゾートたらしめんとする所に特色の第二があるのであります。

我が國に來遊する外人が、出来るだけ長く居住し、日々の生活を楽しむと云うことは、貿易の促進から云つても、平和國家たらんとする我が國の將來から云つても、緣故外人の來遊勧誘による外人客の増加を期する上からも、極めて重要なことであることは言を俟

是等によつて見ても長期滞在來客の住宅並びに觀光地として、当芦屋市が比類なき條件に恵まれてゐることは、何人も異存の余地はないと信ずるのであります。又そなればこそ、戰前に於ても外人のこの地に住む人は少くなく、今日外人住宅建設の要望が、外人官民から要望されているのであります。

重要な設施

① 国際住宅地

國內観光客を目標とせず、専ら外人來客をして而かも外人來客中、特に長期滞在客のレゾートたることを目的とする芦屋觀光都市が、外人住宅地区の建設に特に力を注ぐ事は当然であらねばならないのであります。

② ヨットハーバー

瀬戸内海が、世界稀に見る美しい、そして湖水の如く静かなる海であることは、万人の知るところであります。この海の觀光は、現在の交通線によつて觀光するとは極めて不完全であり、これが改良も不可能に近い大きな理由が存在するのであります。將來の最も理想的な瀬戸内海の觀光は、ヨットによらなければならぬのであります。

ります。

④ 国際ホテル

当芦屋市には國際ホテルが既にあるが、更に山手芦屋川の清流に臨んで洋室五十、和室五十の國際觀光ホテルが開業を急がれつゝあります。

⑤ 上水道拡張

外人住宅地区に対する給水及び住宅、水洗式便所施設その他の市域への十分な給水の目的を以て早急に本市北方の丘陵地帶に、水源拡張を実施する計画をもつております。

⑥ 下水道の整備拡充

本市中央部を南北に流れる宮川を境として排水区を二区分し、直径一、八〇〇粍の鐵筋コンクリート管を以てメンバインとする配管網を実施、全市の下水を動力を以て海に放流しようとするものであります。

⑦ その他

京都大学の指導の下に、高原地帶に於て一大植物園を建設し、この附近六万坪の満々たる水を湛えた奥池を用ひ、二十万坪の娛樂地帯建設も急ぎ、この地区に嚴選されたホテル、レストラン、高級カンツリークラブ、劇場、運動場、外人墓地、放飼の自然動物園、六甲山行乗

であります。当芦屋市は瀬戸内海の東端に位し、ヨットの大基地となるべく予想せられておりまして、内閣に設置せられた觀光審議会は、昨年の總会に於て、東京都と芦屋市に特に國の助成するヨット港の緊急なる建設が必要なることを總理大臣に進言し、所管官廳は既に調査費を交付して技術的調査を完了し、昨年來二億円の建設予算化に努力中であります。

これが完成の暁は遙か歐米各國から來遊する無数の大型ヨットが、瀬戸内海各地に至るヨットコースの基点となり、又南に横わる淡路島へ一日の遊航を楽しむことは、外人にとつて特に興味深いものがあると思われるのです。又このヨットハーバーには、優秀なるヨットクラブを附設して、臨海一帯を關西に於ける一大國際社交娛樂地帯たらしめる計画を以て、既に官民とも協力して、着々具体化が進められているのであります。

③ ゴルフリンク

長期滞在外人客及び國內観光客の爲めにゴルフリンクの必要なることは勿論であつて、北部高原地帯に既に敷地の決定も終り、一两年以内に完成すべく建設に着手されており、会員組織として關西同好のゴルフアや、新人のため開放的リンクとなるべく、計画されているのであります。

馬施設等の建設を計画しているのであります。

更に芦屋市より名山六甲山頂に至る自動車道路は、僅か七キロの建設によつて完成されるのであつて、本年度から既に着手されて居り、その実現も遠いことではないのであります。

この道路完成の暁は、最短時間に六甲山頂に至るドライブが可能となり、又このドライブウェーの傾斜は極めて緩漫であつて、その風景は非常に優れ日光の現在のドライブウェーや、神戸の如き冷汗を流しそうドライブする登山ドライブウェーとは比較にならないドライブの樂しさが、味わえるであろうと期待されております。

尚、芦屋市の高原地帯には、炭酸並びにラヂウムの冷泉の湧出が豊富であつて、ラヂウム温泉の湧出も可能なことが、専門家によつて確認されて居り、近くこれがボウリングも開始致したいと考へてゐるのであります。然し温泉に対する外人の興味は、國內人のそれと甚しく異つて居り、既存の各地の温泉に対する外人の興味が極めて薄いのに鑑み、外人にも喜ばれるような温泉の利用が、考慮されねばならないのであります。

又近い将来、優秀なる大美術館建設の計画が立てら

れ、これが実現に努力中であり、單に四万芦屋市民のみならず、外人長期滞在客を目標とするなど、他に類例のない芦屋国際観光文化住宅都市の特色であつて、凡ゆる観光住宅施設は、總て此の線に沿うて建設せられるものであり、外人間の希望をも充分取入れ、又新計画の樹立に當つては、世界的な外人専門家の參謀をも考慮されなければならないとさえ考へてゐるのであります。

ところが芦屋市の山手地帶には、國有地が約四十五万坪あり、右のような計画を実行するには、この拂下げを受ける必要もあり、又市民の強力なる協力なくしては不可能である事は自明の理であります。これが爲に特別法の制定によつて、右計画促進に與える好影響は決して渺しとしないのであります。

芦屋国際観光 文化住宅都市 建設法案文

一、この法律は、觀光資源を開発するとともに、觀光、文化及び外人住宅施設を整備し、國際親善の増進、國際文化の向上並びに邦家の經濟的復興に寄與するため、芦屋市を國際観光文化住宅都市として建設することを目的とする。

二、芦屋国際観光文化住宅都市を

建設する都市計画（以下芦屋国際観光文化住宅都市建設計画といふ）は、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第一條に定める都市計画の外、國際観光文化住宅都市としてふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

芦屋国際観光文化住宅都市を建設する都市計画事業（以下芦屋国際観光文化住宅都市建設事業といふ）は、芦屋国際観光文化住宅都市建設計画を実施するものとする。

三、國及び地方公共團體の關係諸機關は、芦屋国際観光文化住宅都市建設事業が、第一條の目的に照らし重要な意義を有つことを考へ、その事業の促進と完成にできる限りの援助を與えなければならぬ。

四、國は芦屋国際観光文化住宅都市建設計画を実施するためには必要があると認める場合においては、國有財產法（昭和二十一年法律第二十八号）の規定にかゝらず、その事業の執行に要する費用を負擔する公共團體に対し、普通財産を譲與することができる。

五、芦屋国際観光文化住宅都市建設事業の執行者は、その事業が速やかに完成するよう努め、少くとも六箇月ごとに建設大臣にその進行状況を報告しなければならない。内閣總理大臣は、毎年一回國会に対し、芦屋

國際観光文化住宅都市建設事業の状況を報告しなければならない。

六、芦屋市の市長は、その住民の協力及び關係諸機關の援助により、芦屋国際観光文化住宅都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならない。

七、芦屋国際観光文化住宅都市建設計画及び芦屋文化住宅都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法（昭和二十一年法律第十九号）及び都市計画法の適用があるものとする

附 則

- 1、この法律は、公布の日から施行する。
- 2、この法律は、日本國憲法第九十五条の規定により、芦屋市の住民の投票に付するのとする。
- 3、この法律施行の際、現に執行中の芦屋都市計画事業は、これを芦屋国際観光文化住宅都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように、都市計画法第三條の規定による手續を経て、これを変更しなければならない。

（十四頁よりつづく）

は丹波國多紀郡に大芋村あり、火の山の事を蜂が尾山と書いてあることわからぬが如く、鉢伏は烽火のことである。火を伏せておく所の意である。火倉も火伏と同じ意であることと思はれる。神功皇后が新羅を平定されて後は瀬戸内海沿岸地は年を追うて多事であった。

茅渟海（チヌノウミ）は大和の都の支關であつた。そこで應神天皇は大隅の宮を（現在の尼崎）に造り給い、仁德天皇は高津宮を（今の大坂）に造り給うたので、此の海浜の防備は必要であつた。火倉も設置して中央との通信を敏活ならしめたものである。保久良神社に所蔵の舊記の中に倭建命が熊襲を征伐し給いて大和へ凱旋せらるる時柏の渡で（今の尼崎市神崎）海賊に襲撃せられし時遙か西方に当り火光を認められしに依り、船を廻らし危難を免れ給う云々の記事は體に火倉が發火信号の重き役目をしていたことの消息を物語るものである。（文責は遺子源九郎にあり、御疑問有れば何卒御教示給りたい）

建設法 案解説

從來から芦屋市は住宅都市として、歴代の市長は住宅を中心とし、芦屋市建設に努力して來た。しかし、現在の都市計画だけでは、あまりに画一的で、芦屋のもつ特色を發揮することが困難であり、その法的根拠が與えられることが熱望されていた。

廣島國際平和都市、長崎國際文化都市の一特別建設法が國会を通過してから、つぎつぎにこの種法案が國会を通過している。觀光文化住宅都市建設法は、市の歴史と傳統、自然的、文化的條件が眞の國際的性格に合致するものであることを市民は誇ることができる。

この法律提案の經緯は、第七回臨時國会において提出すべく万般の用意をなしたのであるが、会期の都合で提出不能となつてはいたが、次國会において提案を決意して交渉したところ、今度は了解が得られたので、大いに期待し得る様になつた。

法律は七條と付則三條の極めて簡單なものであり、目的は第一條に芦屋市を「わが國の代表的な國際觀光文化

この法律の目的は上述通りであるが、ねらいは一般的の都市計画法の上に、文化都市としての特色を生かした總合建設設計画を立案実施することにあり、市長がこれを執行し得るよう地方自治の拡充を図ることになるのである。この法律によつて事業が実施されても、特別に市民に対して重稅が課せられるわけではなく、國から財政の許す限りの援助を得て理想的な都市の建設ができるのである。

茲に於て芦屋市民が勤労の機会を多く與えられ、勤労を通じて文化的、健康的な生活ができるようになるためにこの法律が多大の貢獻することに深い期待をもち、わが郷土の多幸を約束しようと言ふのである。

「芦屋國際觀光文化住宅都市建設法案」の國会提案を目指して去る七月下旬上京した猿丸市長、山村議長、南野建設委員長、堺谷企画委員長、久保田同副委員長等は、増田建設相と意見、その所見を質した。その際増田建設相は市長、南野氏らの質問に対して左の如く好意的な意見を述べ、觀光芦屋建設に希望の灯を点じた。

住宅都市として「建設し、貿易海運および外客誘致の振興をなし、國際文化の向上に資し、究極においては經濟復興、日本の自立、獨立に寄與したい」というのである。そのため一般の都市計画のほかに國際住宅都市にふさわしい諸施設を含ませ、とくに外國人の日常生活様式および事業經營方式を考慮に入れた國際的に高度の水準のものであることを規定している。

事業の執行者は、都市計画法においては行政廳となつてゐるが、この法律では建設事業は市長が執行することになつてゐる。この建設事業が重要な意義をもつてゐるから、國および地方公共團體の關係諸機關は、事業の促進と完成にできる限りの援助を與えなければならない。その一つとしてこの建設事業用に供するため必要があるときは、國有財產法の規定にかかるわらず普通財產の譲與をすることができる。市長は進行状況を少くとも六ヶ月毎に建設大臣に報告する義務があり、總理大臣は毎年一回國会に対し事業の状況報告をしなければならない。

この法律は、憲法第九十五条の「一つの地方公共團體にのみ適用される特別法」であるため、地方自治法の定めるところにより、住民の一般投票による同意があつて、法律として制定されることになるのである。

四

猿丸市長　芦屋國際觀光文化都市建設法案をぜひとも今議会に上程して戴くよう格別の御配慮を煩わしい。

増田建設相　御趣旨はよく判つた。しかし今議会の会期は、既に終末に近く、技術的に今議会に上程することは困難であるが、次の議会には上程するよう致したい。

猿丸市長　この法案実現のために今後いろいろ御盡力ををお願いするが、何が芦屋市として考えねばならぬ企画等について、御指示を仰ぐことが出来ればありがたい。

南野建設委員長　いろいろ研究しておりますが、建設相としての御恩恵をお貸しがいたい。

増田建設相　芦屋が國際觀光都市として將來の発展をのぞむならば、まづ市街の整備を心がくべきである。例えば芦屋川右岸には大邸宅がならんでゐるが、いづれも周囲に嚴重な障壁をめぐらし人を近づけない。歐米の各都市では全然これと趣きを異にし、どんな住宅にも埠帶の公園のような感じがして、通行人は自己の庭園を遊

歩するの思いあり、非常に感じのよいものである。これは大いに参考とすべきことであつて、芦屋の住宅の高堀もすべからく取除いて、内外の隔たりをとり去り、もつと親しみ深い都市にする必要がある。とくに芦屋川の沿岸地帯の住宅は、外國人の眼には非常に目ざわりになつてゐる。

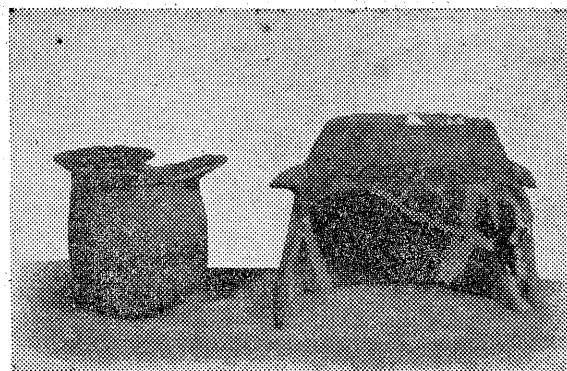
猿丸市長＝御説御尤もである。たゞ実際問題として経費の問題や、防犯の關係もあり、今すぐに実行するのは難しいと思う。

増田建設相＝しかばら今後住宅を新築する場合、辨をつくらぬ様にしたらどうか。また防犯問題については、警察力を增强して市民に不安を感じしめない様に対処すればよいと思う。

【二十四頁より】

科と別けて、毎週月、金の午後四時から七時まで教えており、幼兒の上達の早いのに驚かかされると語つていた。

尙このほかに、書道科を火、日の両日、ピアノ科が木、洋畫が日曜日の午後と、それぞれ開講しており、ただ茶・作法科のみはシーズンオフのため、秋から開講の豫定とのことだつた。



芦屋市出土の釜及びかまど形土器

う。前面の海を隔てて生駒山に対する地なれば飛火の關係より呼びたる名なるべしとの説はあるが、此山の附近はな

だらかな
野原多く牧場に適するよ
り既牧令により攝津國芦屋駅の公用の駅馬を放養せし
地なるべし。

芦屋駅の所在は打出の森

具(守貝)

宿の地な

いふ說あれど、これは(津知)辻の地と見る方が正しかるべし。東西の道路は東五里に攝津國草野駅(元鹽嶋郡萱野)

六甲山(武庫山)の南面最も海岸線に近き山の尾端にあり岡の頂上平にして保久良神社あり、祭祀沿革兵庫縣武庫郡(舊英原郡)本山村字北畠鎌座郷社祭神素戔乎尊とあり、社殿の西横は老樹古木うつ蒼として晝尚暗く、樹間に亘歎怪石点々羅列せる様は自然とも思はれず、或は自然に入爲の加へて配列したるままの姿と見ゆる神を祀りし火倉としての古代の如くである。

此の頂上より北へ尾傳ひに上れば六甲山の最高地たる石の宝殿すなわち白山権現に至る古道なり。又西に下る道あり岡本の地なり、岡本の地名は火倉の岡麓なるより名の起原たる事明らかなり。北烟は火倉の岡の北農耕地を開きたるより起れる名にて宇額田(ヌカタ)という地あり。額田は凡河内氏の一族にして此地に土着、火倉岡の東の尾づきに小高き岡ありこれを(生駒山)とい

西五里に須磨駅(攝津國矢田部郡多井畑)あり古制の參拾里毎に駅を置くとあることに合せり。駅の南は深江(元芦屋の漢人浜)にして現芦屋川の落ち口にして此芦屋川の堤を上りて芦屋駅に至る處を北に上れば、鹽通山法恩寺(元は英原郡の郡家)に到り更に北すれば六甲山の白山権現の所を経て有馬に到り、又山芦屋より右の道は岩ヶ平より明ばん谷、鷲林寺を経て有馬坂に到るべく、又鷲林寺より小林生瀬に達すべく、古代にありては此南北に通する山手の交通は魚鹽の物資を運搬せし舊道として、深江より有馬町に通ずる「看屋道」と名の残れる六甲越も亦重要な産業道路であったことを忘れてはならないのである。芦屋と有馬との關係。芦屋に鹽通山法恩寺という古い寺があつた。(現今実業家柄木氏邸宅)此寺は天平の昔行基菩薩の開く所とある。鹽通山というのは有馬温泉は芦屋の浜の潮が有馬に通じているものとして法恩寺の薬師如來も有馬の薬師如來も行基の建立に係があるので此薬師堂の下を通つているものとして、昔は暮の大晦の日には有馬の法恩寺の薬師堂にて通夜して翌朝有馬へ歸る。これ法恩に報ゆる爲めとある。併しそは信仰上からの傳である。鹽通と鹽通山といふことで古代に於ては人間生活の上には重要な食鹽を海に遠い有馬の方面に運ぶための通路であつたからである。

★郷土研究シリーズ★

火倉岡の位置

故福原会下山人稿

今一つは氏族交通である。芦屋の漢人浜といふのは韓、漢地方よりの移住民族は神功皇后の時代より益々増加し、應神天皇の頃に最も増大したのである。そこで其移民の上陸地点にて航海のために春夏秋冬目標物がなくてはならぬこれ火倉岡の一燈である。

漢、韓人の上陸して定住せるものの多き地方には必ず行基の事蹟がある。（行基が攝播に遺せし行蹟を研究せられたる人は故下山人の著になる（攝播に於ける行基遺蹟が阪神間の郷土史關係として図書館にある）行基と移住者との關係は其言語に精通した事からすぐ其民族を指導して文化発達に貢献せしめたのである。現今これ等の土地に中國、韓國人の住せるは多い。之等國民が住せるは遠く一千三百年前に住し先祖の後に來り住する事は深き因果にして、之等をよく知り理解し理解をさせれば今更中國人、韓國人が日本人に対し敵意をもつ事もなく、持たしめる要もなく共に、平和な日本國に生活が出来るのである。

恐らく郷土史蹟を研究する者は卒先して文筆に托して活動すべきではないかと一考するのである。一千三百余年を経過せる今日も尚其遺跡を残せる古墳の数が多き事は今日の芦屋市に於て無慮数百を思い出させる打出岩ヶ平には八十塚と称する所（今の六六莊）驚くべき數に達せり。これを以つても古代に其文化の高かりしことを知るべき

漢、韓人の上陸して定住せるものの多き地方には必ず行基の事蹟がある。（行基が攝播に遺せし行蹟を研究せられたる人は故下山人の著になる（攝播に於ける行基遺

である。芦屋の附近にても漢人の定住せしものは稻野（伊丹市附近）の開墾を伴うものは甲山の東麓に其数多く見佐村も其一例なり。應神、仁德の朝には漢、韓地方より我國に投化するもの多く之等の民族の上陸としては津の國と呼びて良き舟泊地を有せる（元菟原）武庫の海岸地なりしが殊に漢人の浜と呼ばれたる地は最も代表的のものであつた。此地より六甲山を北に越え有馬郡まで其足跡を印した所に唐櫃（唐人）幡多（秦）唐子、唐崎などの地名あり。有馬郡にも行基巡化の史蹟あるは投化の民族のありしことの證とすべきである。火倉岡から西五里にして海岸に沿える所に突屹たる山を見る之が須磨（元矢部郡）の一の谷、二の谷、三の谷を有する鉢伏山である。土俗は「火の山」と呼んでいる。

又此山の東に多井畑村に越す坂道を燧峠（ヒウチトウゲ）と呼ぶ。火の山、燧峠、火倉岡、鉢伏といふは皆同一の名詞である。茲に鉢伏ということにつき一言解説を要することがある。これは此鉢伏山が越前國敦賀の木芽山にある又大和國春日の東飛火野にもある。又但馬國氣多郡（今城崎郡）にもある。何れも此の須磨の鉢伏山と同じ火の山である。これはこの鉢の字は蜂の字音より轉じ蜂の字は峰（ノロセ）の火篇を草体にして虫と誤りたるものなること

（九頁）

人権擁護じはざんなんじこか

ー新任の擁護委員二氏を聞くでー

座談会

人権擁護運動の主な対象は、公務員の人権蹂躪行為である。

トルーマン大統領は

「今日の自由人権の範囲は、人民を政府に対して擁護する」ということでなく、政府によって人民を擁護するといふことである。（一九四七・六・九リンカーンモリアイムにおける演説）

といつてゐるが、わが政府が人権擁護局を設けたのは、この思想を継受したものと思う。こうして、朝にあつては法務廳人権擁護局、野にあつては本協会が人権擁護の大旗をかゝげ、新生日本の人権尊重の完璧を期することになつた。

出席、「人権擁護」について、岡本委員から説明を求めた。左はその座談会記録である。

岡本＝昭和二十二年五月、シビル・リバティーズ・ユニオン（米）の事務總長ボールドウインが來訪し、日本にも自由人権協会（Japanese Civil Liberties Union）の設立をみ、昭和二十三年五月にはその支部たる大阪自由人権協会が設立された。本協会の設立後、法務廳に人権擁護局が設けられ、大阪自由人権協会の大室理事が初代局長に就任した。

岡本＝人権擁護委員の任務、性格という点からお話し

ください。

岡本＝そう。

松岡＝人権擁護委員の任務、性格という点からお話し

ください。

岡本＝昭和二十二年五月、シビル・リバティーズ・ユニオン（米）の事務總長ボールドウインが來訪し、日本にも自由人権協会（Japanese Civil Liberties Union）の設立

をみ、昭和二十三年五月にはその支部たる大阪自由人権協会が設立された。本協会の設立後、法務廳に人権擁護局が設けられ、大阪自由人権協会の大室理事が初代局長に就任した。

岡本＝自由人権思想とは、いかなるものをいうのですか

松岡＝近代の自由人権思想はヨーロッパの文藝復興に発足するであろう。しかし現実に世界史に偉大な巨歩を歩んだのはアメリカ独立宣言（一七七六年）である。

「人はすべて平等に造られ、造物主から奪うべからざる権利を與えられている。その主なものは生命・自由・幸福追求の権利である。われらばこの権利を護るために政府を造

る。政府がこの目的に反するなら、何時と雖も、これを倒して新しい政府を作る権利を持つ」というのである。この思想はフランス革命の人権宣言（一七八九・八）に受け継がれた。

「造物主から與えられた奪うべからざる権利」とは「基本的人権」といはるゝものである。

新憲法がこの権利を侵犯する「憲法、法令、及び詔勅」を無効とするのは、新憲法が自由人権思想を「人類普遍の原理」「人間相互を支配する崇高の理想」としたからである。（憲法前文、同九八條）

第一次大戦後「個人の自由と尊嚴」とを基調とする人権思想に対し全体主義が生れた。

一九四一年一月六日、米大統領ルーズベルトは人権思想を強調して「四つの自由」を主張した。四つの自由とは、（1）言論及び表明の自由（2）信仰の自由（3）恐怖から（4）缺乏からの自由である。これは所謂、アメリカ世界観として大西洋憲章を生み、國際連合を生んだのである。

ボソダム宣言（一九四五・七・二六）は言論、宗々および思想の自由、ならびに基本的人権の尊重は確立せらるべき思想の自由、新憲法はこれに従つて第一〇條より第四〇條における詳細な規定を設けた。

しかし、自由人権議会は自由思想の故に、共産主義者に加えられた人権蹂躪に対する「個人の尊嚴と自由」のために闘うのである。

松岡＝基本的人権を護るということは具体的にはどういふ場合をさすのですか。

岡本＝警察官、検察官のこう問は出来ない。違法な拘束は出来ない。違法は差押さえは出来ない。強制されない。——ことになつてゐる。そういう、してはならないことをする者は、私共、人権擁護委員に知らして貰えば、取調べて、よくない点があれば処分するのです。

松岡＝ボスの不法行為は対象となりますか。

岡本＝なります。私共の耳に入つて來ませんが、もしそういうボスの不法行為があれば、知らして下さい。

松岡＝私権の侵害に対象になりますね。

岡本＝なります。財産回復の道なしといふ場合にも手を伸ばします。なにしろ、人権擁護委員は法務総裁の出先機関ですからね。

民主日本の新しい骨格は自由人権思想なのである。自由人権思想を離れて、新生日本の理解は不能である。かくて「人権尊重」の確立なくして日本の民主化は有り得ないことに至つた。

岡本＝自由人権思想と共産主義との区別について……。

岡本＝世界は二つに別れた。民主主義と共産主義とである。「個人の自由」と「個人の尊厳の信奉」とを一切の基調とする自由人権思想と、唯物史觀と称する社会発展の理論による共産思想とである。前者（民主主義・自由人権思想）はすべての人民のひとりひとりを「主」とする思想であり、後者（共産主義）は一階級の独裁を主張する。

從つて自由人権思想と共産主義とは確然と対立する。國際連合總會は昭和二十三年十一月十日、四八対〇、棄權八で世界人権宣言（Universal Declaration of Human Rights）全文三十一ヶ條を可決し、その内容は日本國憲法第十條乃至第四十條の國民の権利義務の規定と殆んど同一であるが、終局に棄權したソヴィエット連邦六ヶ國は審議中、先づ「新規まきなおし起草」を主張し、それが容れられなかつた後にも、次々に修正案を出し遂に棄權したことによつても社會觀、世界觀の全く相違していることが実證されている。

岡本＝脅迫がましいことをしたり、必要以上に権力を濫用する場合ももちろん対象になります。

松岡＝人権擁護という問題は、一般に徹底していない感があります。大いに一般に啓蒙宣傳する必要がありますね。

岡本＝まづ、廳内から宣傳して貰いたいのです。それから市民へ手を伸ばしたい。涼しくなつたら、講演会でも聞いて話しましょ。

松岡＝人権擁護の仕事をなさるについて、いろいろお困りになつた話とか、珍らしいお話はありませんか。

岡本＝この仕事をすると、妙に狂人が押しかけて来て困ります。一應、まともなことを云つていいのですが、ある一点になると狂人ぢみて來るのです。これには閉口ですね。

松岡＝いろいろ、どうも……。

芦屋市立図書館の昨今の閲覧者数は、日々一〇〇以上に上つて、その利用者の数は、読書人クラブ員を加へ、日々

逐ふて増加して、いますが、なかにはまだ図書館の内容やその利用について、十分おわかりにならないむきもあるようですが、さしあたり本誌上をかり、これから主として当館備付の図書を逐次お知らせして、一そら一般の利用に供したいと思います。

図書館は、図書やその他の資料を収集、保管し、それを運用する機関であります。その保管、運用の上で、たら漫然とこれを収集、保管しておいては、その取扱上いたずらに混亂を招くばかりですから、そこに何らかの分類が施されなくてはなりません。それで、昔からあるいは図書の形態や出版年紀、又は到着順とかいつた点から類別配置されていましたが、これらは何れも機械的なもので、何ら学問上の根柢をもたないものでした。

図書のほんとの分類ということは、図書をその内容をなしている哲学とか歴史とか、植物・動物とかいった主題、詩歌・戯曲・小説などという文学形式、百科辞典・雑誌などという文書形式等によって、分類することをなればなりません。

こうして数多い図書を分類しておくことは、その保管の上からいつても、運用の点からみても、これを取扱う者、利用する者にとって非常な便宜を與えることとなります。それではどういう原理によつて分類するか、どういう原理であります。

いま参考のために、百区分の主綱表を掲げておきますが、これからお知らせする当館の図書は、みなこの分類表によつて分類したもので、分類番号は大体類・綱・目の千区分まで記入しておきます。(芦屋市立図書館)

主 綱 表

(百区分)

○○○ 総記
○一〇 図書館
○二〇 図書、書誌学
○三〇 百科辭書、索引
○四〇 論文集、講演集
○五〇 逐次刊行書、雑誌
○六〇 学会、博物館
○七〇 新聞、新聞學
○八〇 叢書、全集

○九〇 哲学
一一〇 日本
一二〇 アジア
一三〇 ヨーロッパ
一四〇 アフリカ
一五〇 北アメリカ
一六〇 南アメリカ
一七〇 オセアニア
一八〇 傳記
一九〇 地誌、紀行
二〇〇 社会科学
二一〇 政治
二二〇 法律、経営
二三〇 経済、財政
二四〇 政府会計
二五〇 國民財政
二六〇 財政、軍事
二七〇 風俗習慣
二八〇 政治
二九〇 地誌、紀行
三〇〇 生物学、人類学
三四〇 工学、工業
三五〇 医学、薬物
三六〇 植物学、動物学
三七〇 土木工学
三八〇 建築学
三九〇 機械工学
四〇〇 電気工学
四一〇 海事工学、造兵
四二〇 工業
四三〇 家事
四四〇 織維、その他の
四五〇 通信
四六〇 農業
四七〇 果樹、造園
四八〇 糸業
四九〇 薬産、獸医学
五〇〇 林業
五一〇 水産業
五二〇 工業
五三〇 採鉱冶金学
五四〇 化学工業
五五〇 電氣工学
五六〇 海事工学、造兵
五七〇 工業
五八〇 織維、その他の
五九〇 家事
六〇〇 産業
六一〇 農業
六二〇 果樹、造園
六三〇 糸業
六四〇 薬産、獸医学
六五〇 林業
六六〇 水産業
六七〇 商業
六八〇 交通
六九〇 通信

(以下次回)

がもつともすぐれているかといふことが問題になりますが、それはその目的とするところによつていろいろ異なつてくるが、図書館の一般目的から考へて、大体図書關係者の間に共通点を見出し、學問の系統上から、また實用の便宣上から考察して、合理的であり、妥当性に富んでいると見られる分類が行われたら、利用者の便益はもとより文化的向上にも大きな役目を果すこととなりましよう。

わが國でも、この問題は古くから研究論議されていましたが、近く日本十進分類法の統一をみて、國立図書館を始め、各公共図書館から學校図書館に至るまでこれに準じていくこととなりました。

當館でも、この分類法の最新第六版の分類表に依つて分類を行い、目録も作成しているわけですが、この分類法といふのは、あらゆる図書をその内容(主題)や出版の様式などによつてまづ十の部門(類)に大分けし、その各部門の一つ一つをさらに十の分野(綱)に分け、この第二段の十区分の「一」をさらにまた十区分(目)し、こうして最初の十区分の類が次に百区分の綱となり、さらに千区分の目となるといふうに、必要に應じて、原理的にはこの十区分を無限に展開して、一切の知識文化を系統的に納めつくすことができるよう組織立てられた分類法であります。

この方法による分類表は、すべての知識文化を哲学(宗)

市民税について

稅務課 山村鶴千代

今年度の市民税は均等割及び所得割の双方について納稅義務をおうのであります。昨年度の縣市民税は均等割、所得割、家屋割、資產割等によつて賦課されました。

現行の市民税と改正後のそれとの根本的な相違はどうい点にあるかと申しますと、第一に同法は納稅義務者の主なものが、一戸を構える個人又は一戸を構えなくても独立の生計を営む個人という風に規定せられていて、換言すれば、一家の世帯主を対象としてきたのに対し、改正法は納稅義務者の主たるものは、住所であり且つ前年に所得があつた個人単位になつてきたということである。この住所とは個人の生活の本拠又は場所的中心である。このものは住所を有する市に對して市民税の納稅義務をおう訳であつて、住所地以外に居所があつてもその居所地では納稅義務を負わない。

次に市民税の非課稅の範囲は（イ）不具者、未成年者、八月一日現在不具者、未成年者（満二十才未満）に対して市民税を課さない。但しこれらにして年間十万円以上の利子所得、配当所得及び不動産所得あるものは所得割、均等

割をも納めなければならない（ロ）寡婦、所謂末亡人で子のないもの、十八才未満の子女しかるもの、又は前年の所得が十万円以下であるものに對しては課稅しない。（ハ）同居の妻、夫と生計を一にしている妻に對しては、夫に納稅義務ある場合は均等割を課さないが、之は均等割の精神が市からうけるサービスの対價という見地から夫婦については原則として一単位のみに課するものである。

次に申告は八月一日現在の住所の市長に前年の所得額の申告をしたものは一年以下の懲役又は二十万円以下の科料に処せられる。

税率及び課稅標準については均等割は芦屋市は個人は四百円、所得割は前年所得稅額の一割八分であります。そして本年は八月一日現在で賦課し、納期は九、十一、一月の三回です。第一期に所得割の三分一と均等割額との合計全額、第二、三期は所得割の各三分一を納めることとなつています。

固定資產稅について

從來の土地、家屋については土地、家屋の台帳に登録されている所有者に対して、又償却資產については、償却資產台帳に所有者又は使用者として登録されているものに対して課稅される。

（二十六頁へりく）

芦屋郷土誌

市立図書館 細川道草

まえがき

郷土誌とは郷土という意味は、ふるさと、生れた土地即ち自分の故郷の意で、誌とは書きつける、書きしるすの意で、郷土誌とはつまり自分の故郷のことを書きしるすという意味である。芦屋人が他所へ旅行した時など、「あなたは里は」と問われたら「日本」と答えるでしょう。廣い世界を対象としての郷土は日本で、國內を対象としたときの郷土は芦屋となる。このように郷土といふものは、其の人により、その所によつてかわつてくる味のあるものである。然し大体その人が生れ、育てられ、はぐくまれた所を指すのが普通である。

郷土誌研究のめあて。
★

郷土を研究して、ただ自分の郷里を知り、之を書きしるすばかりでなく、進んで郷土の自然がどのように自分たちを抱擁し、郷土人に影響して來たか、又、この自然をどの

私のお願ひ。此の郷土誌は大体芦屋市の中等学校の生徒の求めに應じて筆をとつたもので、つとめて平易にかくつもりであるが、色々の關係から多少むつかしくなつたり、脱線したりするかも知れない。一般の方々で、郷土に趣味を持ち、郷土を知ろうとする方もよんでも戴きたい。しかし

浅学菲才の私が、多忙の余暇で書きつづるのであるからどうせロクなものにはなるまい、お許しを願いたい。そしてあれやこれや皆さんの知つておられる所をお示しして戴き、協力して戴いて、よりよい郷土誌に育て上げたい念願である。次に、研究の順序としての目次をかかげておきます。事情の許す限り皆さんと共々つづけて行きたいと存じます。

八月十日記

芦屋郷土誌

目 次

第一編 緒 説

第一章 あしよし談義

第二節 あし、よし

第三節 蘆、芦、葦、葭等

第四節 古書にある「あしよし」

○第一編では我が民族の代表とも云うべき植物「あし」について色々研究を始め、古書にて來る一端にもふれ、地名「あしや」の由來を尋ねたいと思います。

第二編 自然地理

第一章 芦屋の位置

第二章 地 形

第一節 山地・丘陵

本市選管表彰さる

—選管連合会長から—

常に選管事務の刷新向上に努め、各種選舉の執行に當つては、あらゆる手段を講じて、啓蒙宣傳並びに棄権防止に盡してきた本市選管委員会は、今次の參議院議員選舉に當つても、当初目標であつた七五%を遙かに上回りました。表彰傳達式は七月廿五日兵庫縣會議事堂で行はれ、佐々木本市選管委員長出頭大久保縣選管委員長から、左記の様な表彰状並びに、記念品を傳達せられ、大いに面目を施しました。

表 影 状

右は縣下において常に各種選舉を通じ、最も投票成績の不良である阪神間にあつて、よく投票成績

第二節 河川・平野・海岸
第三節 地質
第三章 気候

第一節 気温

第二節 雨量

第三節 濡度

第四節 気圧

第五節 風向

○第二編では郷土誌の根ていである芦屋をつつむ大自然の山々や瀬戸の海を見、皆さんと共に山に登り海に浴した。そして、山から流れる河川、河川のつくる海岸平野等を研究し、しつかりした郷土誌の基礎を固め、第三章で惠まれたる芦屋の氣候は果して東洋の樂園であるか、我々は氣温や雨量等を科学的に測定し研究して行こう。

第三編 人文地理

第一章 産業

第二節 農業・牧畜

第三節 森林と植樹

第四節 商業

第五節 工業

第六節 漁業

第七節 交通

(以下六号)

の向上に格別の努力を傾注、例へば、棄権者の実態調査、高齢投票者の表彰、各商店街の投票率競争を行い、今次參議院議員通常選舉の結果は特に著るしき投票成績の増進を示した。これは、委員長、委員を始め、職員の選管事務に対する、管理的的確、迅速なる努力の結果にして、實に賞讃に値し、他の模範である。

「選管資格の申告を致しましよう」

昭和二十五年六月十六日以前から市内に住んでいる人で昭和五年十二月二十一日以前に生れた人は渡れなく申告いたしませう。

法律で毎年名簿を更新調製することになつております。だから芦屋で生れて芦屋で育つた人も、是れまで選舉に度々投票して居る人も、皆一人廻らず申告せねばなりません。申告を怠る人は、來春の市会議員等の選舉に投票出来なくなります。申告は市役所又は各出張所へ八月廿一日までに御出し下さい。

申告用紙は各世帯主へ配付致しました。お分りにならぬことは、電話二一二一一番市役所内選管管理委員会へ御問合せ下さい。

「生活文化」第一回句会

六・一八一芦屋

光陽文化学園にて一

由 多 花 步

青葡萄枠を開きて縁に立つ

七 歩

幻 詩 朗

豊 南 枝

憂きまでに永き夕べぞ鳴く雲雀

いさゝかのダリヤ我が剪るゆらぎ

をり

豊 歩

人入りてしまふ梅雨の扉我も押す

幻 詩 朗

恃めなき梅雨夕焼が家をこがす

各課

砂防と治水

土木課長
西村清三郎

今は昔となつた昭和十三年の

風水害は今日すでに人々の記憶より漸く薄れつゝあるが、「災害は忘れた頃に訪れる」と云われる通り過去の災害の経過が実證して明らかである。

従つて吾々はこの格言をよく認識し、いつ何時起るか判らないこの異状な天候現象に対し、その対策を講じなければならぬ。その対策は簡単に処置出来ないし用意も持たないが、被害最少限度をねらつて郷土防災の対策を講じつゝある現状である。

從來より治山の必要を強調し、愛林思想の普及、綠化運動等國土緑化の実験運動は最近全國的に展開されて居り次第に世間の人々にも自覚されつゝある。

るが、未だ心なきハイカーの火の不始末から年中行事の様に頻発する六甲名物の山火事を眺める時、誠に寒心に堪えないものを感じさせられる。

朝夕通勤の電車の窓から望見する六甲山系の赤い山肌は来るべき災害の根元地である。特に芦屋川流域の山林の荒廢は極めて甚だしい。年々の降雨毎に山肌の崩壊面は拡大され、土砂は山すそに下りて行く。岩石も樹木も根を露出して辛うじて止まつてゐる状態の個所が多い現状である。一〇〇ミリ以上上の豪雨來襲せんか、忽ちにして岩石の事が多すぎた。併し、幸にして農林省や縣当局に於てはよく本市の実情を認識され、本年度より五ヶ年の継続事業として一億二千万円の実行予算を編成し、大阪營林當局直轄工事で芦屋共埋め、川を埋めて市街地へ殺到して来る事は前記十三年風水害の苦い経験の通りである。

毎日あらゆる階級のいろいろな芦屋の人達に逢う事が多いが、山の荒廢に就いては割合に無關心な人が多いのはどう云う訳だろうか。

ロックガーデンは此の附近の名所で



光陽文化学園を見る

坂せき子女史（宝塚ダンス専科出身）を中心て、生徒たちが流れる汗拭いつゝ熱心に勉強していた。志賀理事長（学園設立者）に聞かれて、「いま、バレーが一番生徒数が多く、百卅人あります。だんだん増える一方です。これを児童科、基本科、本科と別けて教えております。みんなとても熱心に勉強しております。特に五歳の幼児である井上道子ちゃんが、実際に観察記である。

バレエ部は音楽を更に美しく人間の姿で表現してゆくのがバレエの舞踊であり、このバレエの研究は憧憬する藝術への探究である。日常生活の健康美と、均整のとれた美しい姿の養成である——といふ趣旨から、ロシア帝憲舞踊学校出身オルガ・オソフスカヤ女史について、正統バレエを継承した逢

英語会話部では外人の先生すぐれた才能をもつてることを発見し、これに才能教育を施したうら、素晴らしいものになるだろうと樂しましてあります。」
「それで生きた英語——を学ぶため始めて文化や觀光を論ずべきが順当ではないだろうか。

世の中には余りにも矛盾やあべこべの事が多すぎる。併し、幸にして農林省や縣当局に於てはよく本市の実情を認識され、本年度より五ヶ年の継続事業として一億二千万円の実行予算を編成し、大阪營林當局直轄工事で芦屋共埋堤築造等の砂防工事は既に着々と工事準備が進められており八月の初めに鐵入れ式を行ふ予定である。

亦一方建設省主導の表六甲治水事業に於ては宮川の拡張、芦屋川洪水敷の整備、芝張り等の諸工事が次々と施工

されつゝある。

此の山と市街部の二つの工事が竣工すれば、海岸の防潮堤は出来上つて、い

る今日一應高潮については安全であり

こゝに始めて四万市民の安泰を計る事が出来るのである。後ればせではある

が、本事業が一日一日と進捗されてい

る事は本市のために大いに祝福され

よい事と考える。

吾々は本事業の完成のために全力を

盡くしての協力を惜しんではならな

い。本年も亦颶風のシーズンがやつて

來た。二三年のカザリン、二三年のア

イオン、二四年のデラ、何れも強大な

エネルギーと雨量を持つて訪れてい

る。今年も亦彼女の訪問は必ずあるも

のと寛悟せなければならぬ。

希くば貞淑で従順な女性であれかし

と祈る次第である。

★ ★ ★

芦屋市公会堂の本館は、芦屋税務署
間税課に貸與していたが、同間税課が
新廳舍に移轉したのを機会に大修理を
施し、見違える様に立派になつた。市
民各位の御利用を希望する。(庶務課)

— (二十頁よりつづく) —

課税の標準は当該年度の初日の属する年の一月一日現在の資産價格であるが、本年度に限り二十五年四月一日現在とする。

(イ) 農地(耕作の用に供される土地即ち田及び畠)以外の土地(宅地)

及び家屋に限り二十五年四月一日現在に登録されている實價價格の九〇〇倍。

(ロ) 農地については四月一日現在に

おける農地調整法第六條の二第一項の規定によつて主務大臣が定めた率を乗じて得た額(即ち田は四〇、畠は四八)に二二・五を乗じて得た額を課税標準とする。即ちこれに対する税率は課税額に対しても百分の一六である。又償却資産は課税再評価見積價格の七〇%に対しても百分の一六土地、家屋及び償却資產課税台帳に登録された價格の合計額が三万円未満のときは之を課しない。

賦課は四月一日現在をもつてなし、納期は土地家屋は八、十二、二月の三回、償却資產については十一月、二月の二回とする。

季節のお料理

神戸観音学校長 鈴木ミネ

(一) 鰯のボテトパイ

(二) スタッフド・トマト

(三) ゼリー・サラダ

(一) 鰯のボテトパイ(五人一六人分)

材料 ジャガ芋四〇〇瓦 バター二
○瓦 砂糖二〇瓦 牛乳一合
鰯半身 鹽 胡椒(小匙二杯)

方法 1、鰯は三枚におろし鹽をしておき、後皮を剥き刺身にしておく。

2、ジャガ芋は洗つて切り、軟かくなるまで茹で、マツシャレーでこしておく(ジャガ芋のゆで汁はスープにする)

3、鍋にバタを入れて火にかけてとかし、ジャガ芋を入れてまぜ、之に砂糖、牛乳、鹽を入れて煮つめ胡椒をする。

4、パイ皿にバタをぬり、ジャガ芋

の半量を入れて平らにのばし、其上に刺身を並べ、残りのジャガ芋をのせ平にならしてオーブンで焼く。

(二) 鰯のボテトパイ(五人一六人分)

材料 トマト一人一ヶ、牛肉挽肉八〇匁位、玉葱四ヶ、パン屑(又はジャガ芋)、バタ

方法 1、トマトは洗つて上を少し切りおとし中味をくりぬいておく(中味は半分をスーパー・サラダに利用する)

2、挽肉は鹽胡椒しておき、玉葱のみん切りをまとめる(ジャガ芋なれば茹でて濾してまとめる)

3、トマトの中味は半分位を肉とま

せ、人數に分けてトマトの中につめ、上にバタをのせ、オーブンで十五分位焼く。

又はフライパンにバターを入れて火にかけ、上になる方を下にして焼き目をつけて裏がへして、スープ又は水少し加へて蓋をして煮る

(三) ゼリー・サラダ

材料 寒天一本、トマト一ヶ(二

八〇匁位、玉葱四ヶ、パン屑(又はジャガ芋)、バタ

本、果物(又は卵)、酢三〇シロゲン、鹽

方法 1、寒天は水につけて軟らかにしてから絞つてちぎり鍋に入れ、水五デシ加へて火にかけよく煮とがし鹽茶匙一杯、酢三〇cc、シロゲン一ヶ一ヶ二ヶ加へる

2、胡瓜は洗つて角切りにしておく

3、果物も適當の形に切り、胡瓜と共に寒天の方へまぜ、味加減し共に胡瓜の方へまぜ、味加減し、流し箱又はゼリー・モールドに流し入れて冷しきためる。(卵なれば煮抜きにして輪切りか、半月切とする)



八月一日佛教会

館で開かれた市町
村弘報事務研修会

前線で傷いた傷病兵を見舞つたり、
留守家族をねぎらう美しい人類愛はど
こへ行つたのである。

は案外すくない。

憲法が保障した天賦の基本的人権を確立し、人民の福祉と世界の平和と民

主日本の建設に寄與することこそ、文化都市といわれ、知識人の街といわれる芦屋市民に課せられた崇高な義務ではあるまい。

氏の講演の中に、日本人の無氣力と冷淡を衝く一矢——



「日本人はおとなしそうすぎる」

「戦争に敗けて、日本人は勇氣を失つたのであるか」

「日本人たるプライドを失うな」

等の批判を容認せざるを得ないこと

「悪」とたたかう「善」、「不正」と戦う「正義」。これほどはつきりした事柄に対しても、尙かつ、日本人は「中立」を守るのであるか。——と、インボデン新聞課長は喝破した。



この段階に至つても、まだ、はつきりした態度をとり得ない者は、民主主義の敵だといわれても抗弁の余地なし

みだす共同の敵を撃つために、前線で

職つておる米・國連軍將兵に、せめて感謝の氣持だけでも披瀝したらどうで

あらうか。



世界平和を守るために、世界平和をみだす共同の敵を撃つために、前線で職つておる米・國連軍將兵に、せめて感謝の氣持だけでも披瀝したらどうで

あらうか。

編集人	松岡 正夫	第八号
発行人	猿丸 吉左二門	価格 十円 送料 円
毎月発行	表紙共	年分 九十六円
昭和二十五年六月十八日印刷		
昭和二十五年八月二十日發行		

発行所 芦屋市役所

芦屋人権擁護委員座談会記録を熟読玩味された。誰でも、基本的人権と

いうことは一應判つてゐる筈だが、さて、根本観念を正しく理解している人

キレイな明るい実習室



たのしい実習！

文化的設備！

夏期講習内容

第一回	八月	二 三 四	日	40名	午前九時半 ～十二時半
第二回	八月	九 十 十一	日	40名	"
第三回	八月	十六 十七 十八	日	40名	"
第四回	八月	二十三 二十四 二十五	日	40名	"

各回共定員40名満員次第〆切

どうすれば安くておいしく
しかも栄養のある御料理が出来るか

私達はそれを研究してみましよう

授業料、材料費共一回 600円
携帯品薄刃庖丁一本、割烹衣、弁当箱
(出来上つたものを入れる容器)
和・洋・支料理及和洋菓子類

御希望の方は至急に希望回数指定の上学校へ直接御申込下さい、お一人で連続四回受講されても結構です

神戸割烹学校

神戸市外本山村野寄五九一(但馬南女子学院西一丁角)

令廿
年五月

信用の出来る疊店

何卒御用命の程御願ひ申上ます

多可産業

神 営 業 所



代表者 福井 隆敦

當業所 阪神国道森市場前
取次所 芦屋市打出南宮町

(宮川小学校前福井)

電話番号三四五番(呼出)

昭和二十一年六月二八日
印

芦屋市弘報

あしや 第八号

価額十円